

豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例逐条解説

1 条例の名称

豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例

2 条例の構成

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 財政運営の原則（第4条－第14条）

第3章 計画的で健全な財政運営への取組（第15条－第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

3 規定と解説

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊後大野市まちづくり基本条例（平成24年豊後大野市条例第7号）に基づき、財政運営の基本指針等を定めることにより、健全で持続可能な財政運営の確立を図り、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

【解説】 条例の制定目的を規定

市の財政運営における指針として、本条例を定める目的を規定しています。

市のまちづくりを進めるため、各種施策を展開して市民福祉の向上を図るには、持続可能な財政運営の確立が重要です。

このため、財政運営に関する基本事項等を定めた本条例を制定するものです。

（財政運営の基本指針）

第2条 市の財政は、最小の経費で最大の成果を上げるように努め、選択と集中による重点的予算配分により、健全な運営を行わなければならない。

2 市の財政は、地方債を財源に充てる公共施設（公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、公民館、体育館その他の建築物（建築物に附帯する設備等を含む。）及び社会資本として市が整備する道路、河川、橋梁^{りょう}、上下水道、公園その他の工作物をいう。以下同じ。）の整備等の政策決定にあっては、その債務が現在及び次世代の負担であることを踏まえて、受益と負担の均衡を図ることにより規律をもって運営されなければならない。

3 市の財政は、市民へ財政に関する情報を公表することにより、透明性が確保されるよう運営されなければならない。

【解説】 財政運営の基本指針を規定

豊後大野市まちづくり基本条例第 19 条の規定により、自治体経営の観点から、予算の重点的配分（第 1 項）、市民間の負担の適正化と社会資本整備等における世代間の負担の公平化の確保（第 2 項）、市の経営状況の市民への公表（第 3 項）について掲げています。

（市長の責務）

第 3 条 市長は、市民の負託に基づく市の代表機関として、前条の基本指針に則り、基本構想及び基本計画（豊後大野市まちづくり基本条例第 14 条に規定する基本構想及び基本計画をいう。以下同じ。）を踏まえて予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

【解説】 財政運営に関する市長の責務を規定

市民の負託に基づく市の代表機関である市長の責務として、基本構想及び基本計画に基づく予算編成とその執行など、計画的な財政運営に当たり、財政を健全に運営すべきことを定めたものです。

第 2 章 財政運営の原則

（説明責任の向上等）

第 4 条 市は、法令又は他の条例に基づく財政状況等の公表のほか次条、第 15 条及び第 17 条の規定に基づき財務諸表その他の財政情報を公表することにより、説明責任の向上に努め、市民と情報を共有するとともに、財政運営に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

【解説】 財政情報の公表による説明責任の向上等に関する一般規定

財政情報の公表に関する制度は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく予算の執行状況の公表を中心とした制度（豊後大野市財政状況の作成及び公表に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 60 号）において規定）が以前からあります。また、近年では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく財政の健全性の公表制度が創設されました。

本条では、これらの制度による公表に加えて、健全な財政運営に関する取組を推進するため、市が財政情報等を積極的に周知すべきこと及び市からの一方通行の情報提供に陥ることなく市民の意見を聴くこととしたものです。

なお、本条における「市民」とは、市民で構成される住民自治組織、NPO 法人、文化・スポーツ活動団体等を含む広義の概念を想定したものです。

(財務諸表の公表)

第5条 市長は、毎年度、次に掲げる書類を、普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。以下同じ。）並びに普通会計、公営事業会計及び市が加入する組合等に係る会計を連結した会計の区分に応じて作成し、議会に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

【解説】財務諸表の公表を規定

普通会計を対象とする財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のほか、普通会計、公営事業会計及び市が加入する組合等の会計とを連結した市全体の会計に係る財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに、公表するものとしています。

「普通会計」とは、一般会計及び太陽光発電事業特別会計を指します。

「公営事業会計」とは、上記普通会計以外の市の会計を全て連結した会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などの特別会計と上水道特別会計、病院事業特別会計などの企業会計）を指します。

「市が加入する組合等」とは、市が加入する全ての一部事務組合と広域連合、市が設立した土地開発公社と第三セクター等を指します。

(資産及び負債の管理)

第6条 市は、長期的な社会経済情勢の変化等を考慮して、資産を管理しなければならない。

- 2 市は、地方債、地方債に準ずる債務負担行為並びに不動産の取得及びこれに類する目的のための債務負担行為並びに損失補償等の額について、負債として管理しなければならない。
- 3 市は、負債の額について、償還能力の観点から、常に逡減に努めなければならない。

【解説】資産及び負債の管理を規定

- 1 行政活動及び行政サービスの提供に不可欠な公有財産、物品、債権並びに基金等の資産についても、長期的な社会経済情勢の変化等を考慮して適切に対応し、管理することとしたものです。（第1項）
- 2 地方債に加え、地方債に準ずる債務負担行為や損失補償等についても、実体に応じて負債として把握・管理することとしたものです。（第2項）
- 3 負債は、将来の世代へ負担を先送りすることであり、財政運営の自由度を低下させることともなります。償還能力を考慮した債務残高の抑制・逡減に努め、将来世代に過大な負担を残さないよう努めることとしたもので

す。(第3項)

(公共施設の管理)

第7条 市は、公共施設の機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の使途及び利用環境の改善、運営の効率化等見直しを推進するものとする。

【解説】資産のうち、公共施設の管理指針を規定

社会情勢や経済環境が大きく変化を続ける中で、公共施設の中には当初の設置意義が薄れたものや民間施設と競合するもの、利用率が低下しているものなどが見受けられます。

また、公共施設は、その運営や維持管理に伴う財政負担が問題となっています。さらに施設の老朽化とともに、多額の更新費用が大きな財政問題として顕在化することが予想されます。

このため、社会経済情勢の変化や財政状況に応じて、公共施設を通して提供する必要性の高い機能を確保する観点から、その使途や利用環境の改善、運営の効率化等見直しを推進するものとしています。

(基金)

第8条 市は、災害対策の財源その他緊急を要し、又はやむを得ない財政需要に的確に対応するための資金を確保し、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、財政調整基金に積み立てるよう努めるものとする。

2 市は、公共施設の修繕又は建替え、その他施策の計画的推進のために資金を積み立てるよう努めるものとする。

【解説】資産のうち、基金の管理指針を規定

1 災害その他の非常時に備え、また、安定的な財政運営を行うため、財政調整基金に積み立てるよう努めるものとしています。(第1項)

2 本市の公共施設は、今後の施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えなどで大きな財政需要が見込まれることから、年度間における大幅な歳出の変動を平準化する必要があり、基金の積立てに努めるものとしています。また、計画的な施策推進についても、同様です。(第2項)

(地方債)

第9条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を総合的に検討しなければならない。

- (1) 適債性の有無
- (2) 将来において市民が負担することの妥当性
- (3) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

【解説】負債管理の観点から、起債する場合の検討事項等を規定

地方債による財源調達が、世代間の負担の公平性の均衡に資する反面、長期間にわたる地方債償還需要が財政硬直化の大きな要因となることから、起債に当たっては、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）に基づく適債性の有無（第 1 号）はもとより、将来世代が負担することの妥当性の検討をする（第 2 号）とともに、当該償還金需要が将来の財政運営に与える影響（第 3 号）を総合的に検討することとしています。

（予算執行の原則）

第 10 条 市は、次に掲げる事項を総合的に勘案して予算の執行に当たらなければならない。

- (1) 収支の均衡を保持すること。
- (2) 社会経済情勢の変化を考慮すること。
- (3) 将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。
- (4) 将来の負担を抑制すること。

【解説】 予算執行全般に関する運用上の原則を規定

予算執行上、短期的視点としては、収支の均衡を保持すること（第 1 号）及び社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応すること（第 2 号）、さらに長期的視点としては、地方債の償還需要や公共施設の管理運営費のような長期的なコストを適切に見込むこと（第 3 号）及び財政運営の自由度を担保するため、将来の負担を抑制すること（第 4 号）等を勘案し、財政の健全化を図るための予算執行に当たることとしたものです。

（歳入及び歳出）

第 11 条 市は、歳入について、安定的な財源の確保を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めるものとする。

2 市は、歳出について、継続的な事務の見直し及び効果的で合理的な予算執行に努めるものとする。

【解説】 歳入歳出予算の執行上の原則を規定

1 市の歳入の確保を図るため、安定した財源確保の方策の検討について定めています。

また、市税や次条に定める使用料等については、負担の公平性を確保する上からも、より一層の適切な徴収に努めるものとしています。（第 1 項）

2 歳出については事務の見直し、合理的な予算の執行の効率性の向上に努めるものとしています。（第 2 項）

(使用料等)

第12条 市は、使用料、手数料及び負担金等について、受益者による負担の適正化を図り、必要に応じ総合的な見直しに努めるものとする。

【解説】 使用料等の運用指針を規定

使用料等の設定に当たり、行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性については、利用者の応分の負担によって公平性が確保されることを認識し、受益者負担の適正化を図ること及び必要に応じ見直しに努めるものとしています。

(補助金等)

第13条 市長は、補助金、交付金等について、公益性、必要性及び効果の観点から、事務手続等を含む包括的な見直しを定期的に行わなければならない。

2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、別に定めるところにより適切に支出しなければならない。

【解説】 補助金等の運用指針を規定

1 補助金等の適正化のためには、公益性、政策的な必要性及び効果の観点からの検証が必要です。

このため、支出の可否をはじめ、事務手続等を含む包括的な見直しを定期的に行うこととしたものです。(第1項)

2 団体の運営費に対する補助金は、市が定めた「補助金等の交付基準(平成22年9月6日付け行管第11号)」に基づき策定された各補助金等交付要綱により適切に支出することとされています。(第2項)

(損失補償等の取扱い)

第14条 市は、市以外の者の債務に関する債権者に対し、新たな損失補償等については、原則としてこれを行わないものとする。ただし、やむを得ず新たに損失補償等を行う場合は、事前にその必要性及び当該債務の発生見通しを明らかにしなければならない。

【解説】 リスク管理の観点から、損失補償等の取扱指針を規定

損失補償等は、経済情勢の変動等を契機に財政負担が顕在化し、財政運営に大きなダメージを与えるリスクがあります。このため、原則として、新たな損失補償等を行わないものとしています。ただし、新たに損失補償等を行う場合には、事前にその必要性について合理的な理由を明示するとともに、当該損失補償等に伴う債務等が財政運営に与える影響等の見通しを明示することによりリスク管理を行うこととしたものです。

第3章 計画的で健全な財政運営への取組

(財政収支見通し)

第15条 市長は、基本構想及び基本計画に基づく事業の進捗状況等が財政運営に与える影響を加味し、中期的な期間における各年度の普通会計の収支状況、同期間中の各年度末の基金、地方債及び地方債に準ずる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の見通しを毎年度作成し、議会に報告するとともに、公表するものとする。

【解説】 財政収支見通しの公表を規定

将来にわたり、健全な財政運営を行うためには、収支状況の見通しを明らかにした計画的な財政運営が求められています。

このため、毎年度、中期的な期間における普通会計の財政収支を試算するとともに、各年度末の基金、地方債及び地方債に準ずる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の見通しについて作成し、これを議会に報告するとともに、公表するものとしています。

計画期間は、10年間を想定しています。

(基本構想及び基本計画に基づく実施計画における原則)

第16条 市は、基本構想及び基本計画に基づく実施計画を財源の根拠を踏まえて策定し、基本構想及び基本計画の確実な実行に努めなければならない。

【解説】 基本構想及び基本計画に基づく実施計画と財政面との整合性を規定

市の基本構想及び基本計画に基づく実施計画は、中期的な財政収支見通しとの整合を図り、財源を十分考慮して策定すべき旨を定めたものです。

(財政運営判断指標の公表等)

第17条 市長は、毎年度、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により会計管理者から決算の提出を受けた後、速やかに、市の財政運営状況を示す指標（次項において「財政運営判断指標」という。）を算定し、議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 財政運営判断指標は、次に掲げる指標とする。

- (1) 経常収支比率
- (2) 財政調整基金比率
- (3) 地方債残高比率
- (4) 公債費の普通交付税算入率
- (5) 地方債残高の普通交付税算入率

【解説】 財政運営判断指標を公表

1 健全な財政運営に向けた様々な取組の効果を確認するため、財政運営

判断指標を算定し、これを議会に報告するとともに、公表するものとしています。

2 財政運営判断指標を次の5種類の指標とすることを定めています。

(1) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額（経常経費充当一般財源）が、市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金など経常的に収入される一般財源の総額（経常一般財源総額）に占める割合をいいます。

経常的に入ってくる収入の何割が経常的に支出される経費に使われたかということを表わします。

この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直化しているといわれます。

(2) 財政調整基金比率

標準的な1年間の収入（標準財政規模）に対して、財政調整基金（貯金）がどの程度の割合であることを示す比率で、年度間の臨時的な支出に対応することができる「ゆとり」を判断するための指標です。

(3) 地方債残高比率

標準的な1年間の収入（標準財政規模）に対して、地方債（借入金）の残高がどの程度の割合であることを示すもので、将来の地方債発行可能額を判断するための指標です。

(4) 公債費の普通交付税算入率

過去において発行した地方債（借入金）の単年度における返済額（公債費）のうち、普通交付税の基準財政需要額に算入される金額の割合を示す比率です。

(5) 地方債残高の普通交付税算入率

過去において発行した地方債（借入金）の年度末残高（地方債残高）のうち、普通交付税の基準財政需要額に算入される金額の割合を示す比率です。

第4章 雑則

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】 雑則を規定

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【解説】 条例の施行期日を規定

この条例の施行期日を定めています。